

総合教育会議について

1 位置づけ

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 27 年 4 月 1 日改正施行）第 1 条の 4 第 1 項の規定により、全ての地方公共団体において設置されるもの。（条例又は規則等において総合教育会議の設置を定める必要はない。（Q&A））
- 首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。
（地方自治法に基づく附属機関でない。）（法第 1 条の 4 第 1 項、文科省通知）
- 教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとしている。（文科省通知）

2 運営等

- 会議の招集 首長が招集する。（法第 1 条の 4 第 3 項）
教育委員会は協議する必要があると思料するときは、招集を求めることができる。（法第 1 条の 4 第 4 項）
- 構成員 首長及び教育委員会委員（法第 1 条の 4 第 2 項）
- 会議の公開 住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨から、公開する。ただし、個人の秘密を保つため、会議の公正が害される恐れがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときはこの限りでない。（法第 1 条の 4 第 6 項）
- 議事録 総合教育会議の定めるところにより、議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。（法第 1 条の 4 第 7 項）
- 協議内容 ①教育に関する大綱の策定やその変更に関する協議
②教育の条件整備、教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議
③児童生徒等の生命又は身体に被害が生じた等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議（法第 1 条の 4 第 1 項）
- 協議・調整の結果 首長と教育委員会はその結果を尊重しなければならない。（法第 1 条の 4 第 8 項）。なお、調整のついていない事項については執行権限に基づきそれぞれが判断する。
- 会議の庶務 首長が招集することに鑑み、首長部局で行うことが原則だが、教育委員会に委任し、又は補助執行させることができる。（文科省通知）
- 会議の運営
 - ・必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者から意見を聴くことができる。（法第 1 条の 4 第 5 項）
 - ・必要な事項は総合教育会議が定めることとされており、「佐渡市総合教育会議運営要綱」を会議において定める。（法第 1 条の 4 第 9 項）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

佐渡市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、佐渡市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集手続）

第2条 市長は、会議を招集する場合は、あらかじめ会議の招集日時、場所及び会議に付すべき事項その他必要な事項を会議の出席者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（会議）

第3条 会議は、法第1条の4第2項に規定する構成員のうち、市長、教育委員長の出席がなければ、開くことができない。

2 市長は、会議の議長となる。

（傍聴）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、出席者の承認を得て、市の広報媒体へ掲載し公表するものとする。ただし、非公開とした事案に係る部分については、この限りでない。

（事務局）

第6条 会議の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から実施する。

佐渡市総合教育会議の傍聴に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、佐渡市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、受付で受付簿に必要事項を記入して係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

2 会議の傍聴の受付は、先着順で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、報道関係者で市長の許可を受けたものは、会議を傍聴することができる。

（傍聴の禁止）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（1）酒気を帯びている者

（2）危険物又は会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者

（3）前2号に掲げる者のほか、市長が会議を傍聴させることが不相当と認める者

（遵守事項）

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）みだりに傍聴席を離れること。

（2）飲食又は喫煙をすること。

（3）会場において、写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

（4）会議の妨害となるような挙動をすること。

2 前項のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

3 傍聴人が、前2項の規定に違反したときは、市長はこれを制止し、なお、これに従わないときは退場を命ずることができる。

（傍聴人の退場）

第5条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年6月30日から実施する。